

議案第16号

葛飾区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成25年 2月19日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

区議会議員の議員報酬の額を改める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
葛飾区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年葛飾区条例第18号）
の一部を次のように改正する。

第2条の表議長の項中「91万8,000円」を「91万6,000円」に改め、同表副議長の項中
「77万円」を「76万9,000円」に改め、同表委員長の項中「65万8,000円」を「65万7,000
円」に改め、同表副委員長の項中「63万8,000円」を「63万7,000円」に改め、同表議員の
項中「61万8,000円」を「61万7,000円」に改める。

第3条中「ついた」を「就いた」に改める。

第7条第1項中「もしくは」を「若しくは」に改める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。